

政治活動用事務所に掲示する立札及び看板の制限等について

公職の候補者又は公職の候補者となろうとするもの（現に公職にあるものを含む。以下、「公職の候補者等」という。）及び当該候補者等の後援団体（熊本県選挙管理委員会に政治活動団体として届出し、登録されている後援団体）が、政治活動のために使用する事務所において掲示する立札及び看板の類（以下、「立札等」という。）については、次のとおり制限があるので、ご注意ください。（公職選挙法第143条第16項、第17項及び公職選挙法施行令第110条の5）

1 立札等の総数の制限

立札等は、公職の候補者等一人につき又は同一の公職の候補者等に係るすべての後援団体を通じて、次の表に掲げる枚数まで掲示することが可能です。

公職の種類	公職の候補者	後援団体	証票交付申請先
市長	6	6	人吉市
市議会議員	6	6	選挙管理委員会

2 事務所ごとの数の制限

立札等は、1つの事務所に2枚まで掲示が可能です。ただし、1枚の立札等で、両面を使用したものは、2枚と数えます。

3 大きさの制限

立札等の大きさは、縦150cm以内、横40cm以内です。ただし、足をつけた場合は、その長さも含まますのでご注意ください。

4 証票の貼付

立札等には、前面の見えやすいところ、かつ、1枚ごとに、人吉市選挙管理委員会が交付する「証票」を貼付しないと掲示ができません。

5 掲示上の注意

立札等は、公職選挙法第143条第16項第1号の規定により、「事務所ごとにその場所において」設置することができることされており、実際に事務所がある場所において掲示できることとなります。

よって、届け出た以外の場所や、事務所の実態のない場所（駐車場や空き地等も含む）、事務所の道を隔てた反対側の場所などには掲示できません。

また、以下の事項についてもご注意の上、掲示してください。

- ・カーブミラー等の公の工作物に許可なく立札等を取り付けること。
- ・立札等の記載内容は、選挙運動に関するものではないこと。
- ・電光表示等の立札等ではないこと。
- ・立札等は、選挙運動期間中に新たに掲示することはできません。ただし、選挙運動期間前の掲示したものは、続けて掲示できます。
- ・証票には有効期限があるので、注意してください。
- ・立体的になった立札等は設置できません。

6 設置場所の変更及び廃止

立札等は、人吉市選挙管理委員会に届け出た場所以外に設置することはできません。設置場所を変更したい場合は、異動届をご提出ください。

7 罰則規定

違反がある場合は、2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処せられます。（公職選挙法第243条第1項第4号）